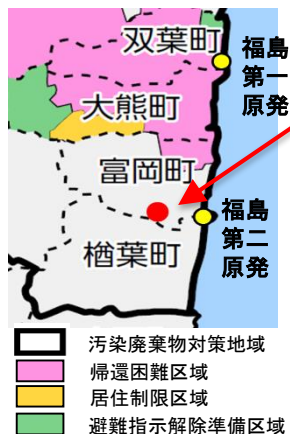


管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

施設の概要



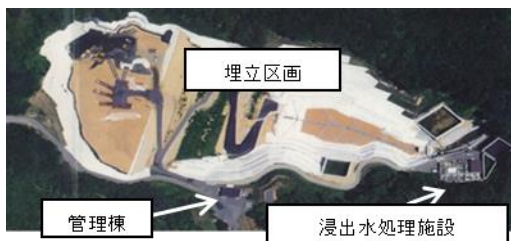
特定廃棄物埋立処分施設 (旧フクシマエコテッククリーンセンター)

※富岡町に位置(搬入路は楡葉町)

・処分場面積: 約9.4ha

・埋立容量: 約96万m³

(埋立可能容量: 約65万m³)



調整等の進捗状況

- H25.12.14 国が福島県・富岡町・楡葉町に受入れを要請
- H27.12. 4 県知事、両町長から国に対し、苦渋の決断であるが、事業を容認する旨、伝達
- H28. 4.18 既存管理型処分場について国有化
- H28. 6.27 国と県・両町との間で、管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結
- H29. 5.17 楡葉町、県に対し、地元との安全協定が結べない状況であっても、特定廃棄物の搬入を行いたい旨、伝達。
- <現在>
 - ・ 富岡町地元行政区(太田・毛萱)と安全協定を締結済。
 - ・ 楡葉町地元行政区(上繁岡)と安全協定を締結済。
 - ・ 輸送計画を策定中。
 - ・ 場内外での必要な準備工事を実施中。

埋立対象物・搬入期間

- 埋立対象物: 双葉郡8町村の生活ごみ、対策地域内廃棄物等、福島県内の指定廃棄物 (10万Bq/kg以下のものに限る)
- 搬入期間: 双葉郡8町村の生活ごみは約10年間、対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物は約6年間

埋立処分までの流れ

埋立処分にあたっては、以下のような流れで行い、廃棄物の搬出から埋立処分まで、安全を第一に考えて管理していきます。

保管場所

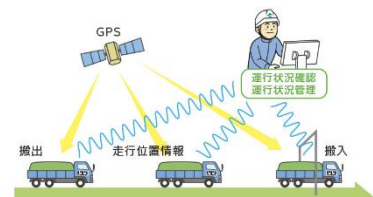
搬出準備

すべて収納容器に封入して搬出します。



輸送

電子タグによる廃棄物等の全数管理及びGPSによる輸送車両管理など輸送の統括管理を行います。



セメント固型化

飛灰等は固化し、溶出を抑制



処分場

受入管理・埋立

放射線量、収納容器の状態を確認した上で、収納容器のまま、埋め立てます。

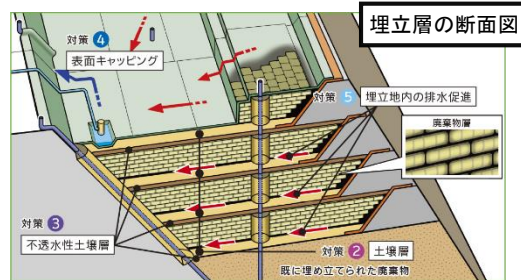


管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

安全な埋立処分のための取組

埋立処分にあたっては、以下のような安全対策を実施することとしている。

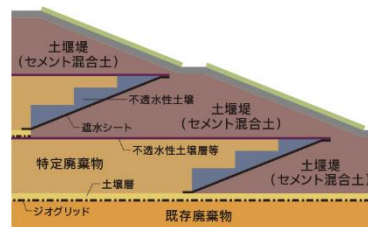
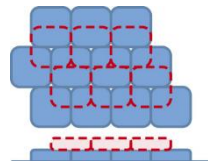
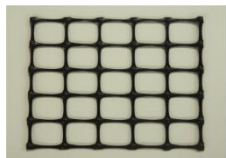
- 埋立処分における多重の安全対策：放射性セシウムの溶出抑制、雨水の浸入抑制、浸出水処理等の多重の安全対策を実施。



埋立地における雨水の浸入抑制や排水の促進等



- 安全・安心の確保のための埋立方法：廃棄物の補強対策、埋立管理、土堰堤・最終覆土の強化等を実施。



セメント混合土、モルタル被覆等による土堰堤の強化

- モニタリング：大気、地下水、浸出水処理水、河川水等の放射能濃度のモニタリングを定期的の実施し、結果を速やかに公表。



空間線量率連続測定装置 大気中放射能濃度連続測定装置

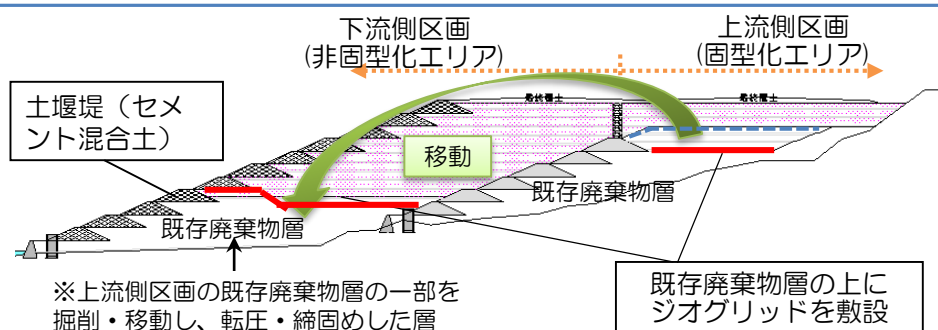
- 管理体制：
 - ・ 国が責任を持って管理。また、学識経験者や福島県、富岡町、楢葉町及び地域住民で構成される環境安全委員会において、処分状況やモニタリングデータ等を監視する他、意見交換及び助言等を行う。
 - ・ 埋立完了後も、浸出水の処理や施設の点検・保守、モニタリングを継続。



特定廃棄物の埋立処分事業に係る準備工事等の概要（1/3）

既存廃棄物の埋立直し

埋立地内上流側区画の既存廃棄物の一部を下流側区画に埋め立て直し、その表面を整備した後、地盤補強材（ジオグリッド）を敷設する。



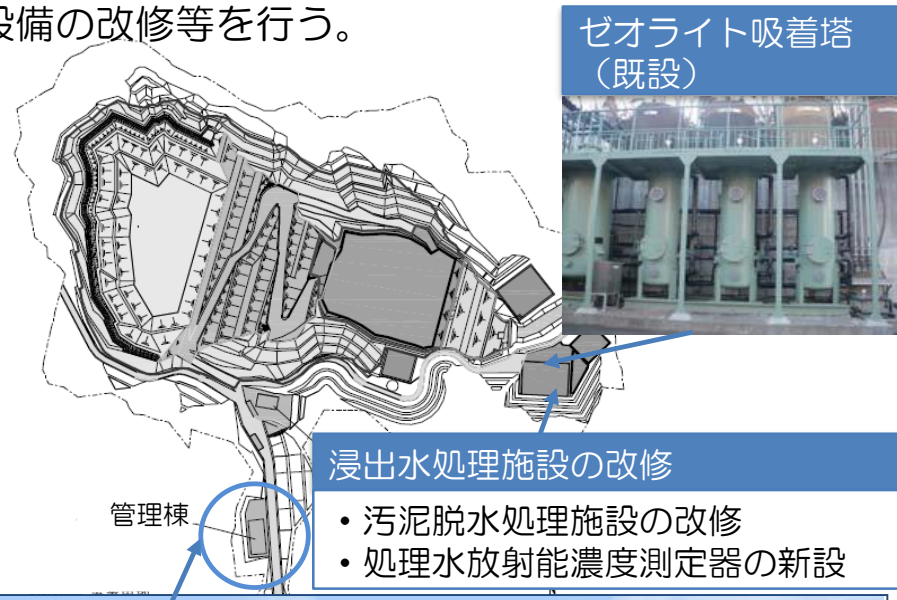
セメント固形化した特定廃棄物を埋め立てる上流区画側の容量が確保されるとともに、下流側区画の特定廃棄物が、浸出水の影響を受けにくくなる。

埋立直しを実施する際のポイント

- 土堰堤は、セメント混合土で築堤する。
- 埋立直し面で必要な試験を実施し、所定の支持力が確保されていることを確認する。
- 万が一支持力が不足する場合は、セメント改良し、必要な支持力を確保する。

処分場内施設整備

管理棟、放射線検査建屋等の管理施設を整備するとともに、浸出水処理施設の一部改修、電気関連設備の改修等を行う。



特定廃棄物の埋立処分事業に係る準備工事等の概要（2/3）

搬入道路改良工事及び周辺整備

- 新規搬入道路として、国道6号及び町道の改良工事を行う。また、待避スペース等の整備を行う。
- 搬入路周辺の除草、側溝清掃、山林内の堆積物除去や枝打ち、桜・灌木の植樹を行う。

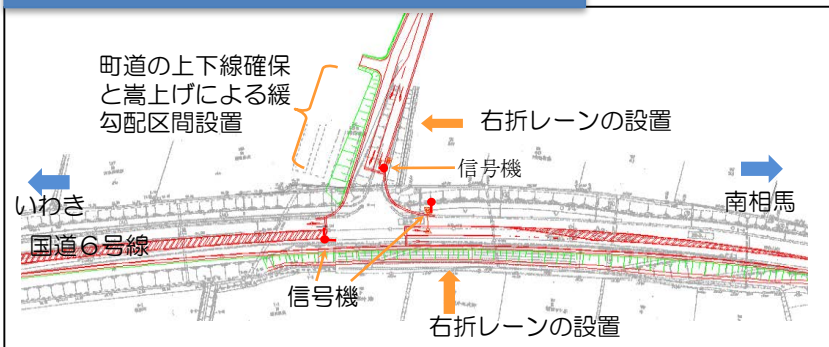
山林内の堆積物
除去や枝打ち



桜・灌木の植樹



国道6号と町道の交差点エリアの整備



セメント固型化処理

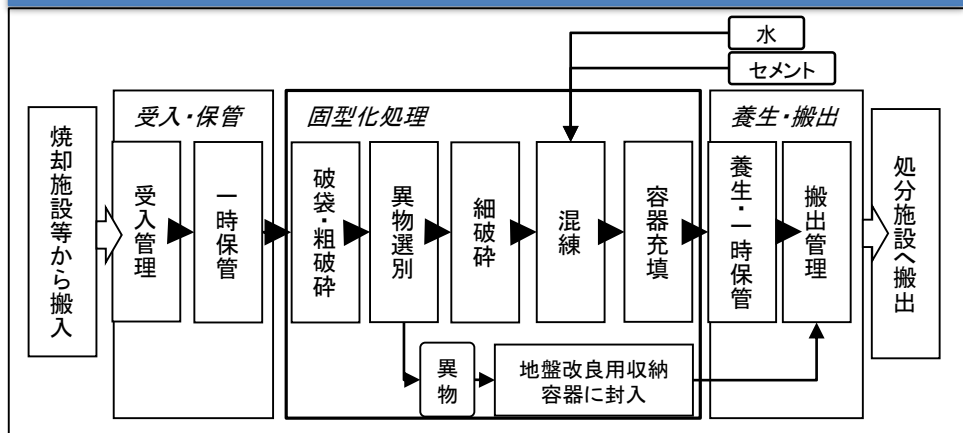
- 放射性物質が比較的溶出しやすい飛灰について、セメント固型化により放射性物質の溶出量を低減。

施設概要

- 設置場所: 檜葉町波倉地区
- 処理対象: 10万 Bq/kg 以下の焼却飛灰等
- 処理量: 日量120トン程度(8時間稼働の場合)



処理の流れ



※今後の施設設計により変更になる可能性があります。

特定廃棄物の埋立処分事業に係る準備工事等の概要（3/3）

リスクコミュニケーション、情報発信拠点の整備

継続的なリスクコミュニケーションを実施し、埋立処分事業に対する地元住民の安心の確保に努める。また、当該事業に伴う情報公開の活動などを円滑に行うための拠点を新たに整備する。

リスクコミュニケーション

- ・コールセンターの設置
- ・パンフレット、インターネット等（WEBサイト）による情報発信
- ・処分場見学会の開催、地域教育活動の実施
- ・周辺清掃活動など地域への貢献活動

情報発信拠点の整備

- ・体験型モニタリングや、参加型イベントの実施拠点
- ・環境省事業に関する常設の展示コーナーの設置
- ・地域とのコミュニケーションの場



外観イメージ



建設地

パンフレット（改訂版）



【目次】

- ・どこに埋め立てるのですか？
- ・何を埋め立てるのですか？
- ・どのような流れで埋め立てるのですか？
- ・安全・安心を確保するためのさまざまな取組みについて
- ・搬出準備・輸送・受入管理について
- ・埋立方法について
- ・モニタリングについて
- ・浸出水の処理について
- ・埋立完了後の管理について
- ・管理体制について
- ・災害や事故等への対応について
- ・地域とのコミュニケーションについて
- ・放射線の基礎知識

インターネット（WEBサイト案）



【ページ構成】

- ・TOPページ（左キャプチャ参照）
- ・指定廃棄物の埋立処分事業の概要
- ・施設概要
- ・特定廃棄物の輸送について
- ・特定廃棄物の埋立処分について
- ・処分場の安全対策について
- ・環境モニタリングについて
- ・管理体制について
- ・放射能濃度と処分場周辺への影響について
- ・よくあるご質問
- ・参考資料・リンク集
- ・お問い合わせ窓口
- ・最新情報一覧

特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画（案）の概要

1. 輸送の基本原則

- ①安全かつ確実に輸送すること
- ②埋立計画に合わせ計画的かつ円滑に輸送すること
- ③関係者の理解と協力のもとに輸送すること

2. 輸送に係る基本事項

- ①**輸送対象**：対策地域内廃棄物等、福島県内の指定廃棄物、双葉郡8町村の生活ごみ
- ②**搬出先**：特定廃棄物埋立処分施設（富岡町にある管理型処分場）、セメント固型化が必要な場合は、セメント固型化施設（楡葉町）を経由し、セメント固型化後、特定廃棄物埋立処分施設に搬入
- ③**搬出準備及び輸送**：搬出前に保管場所において収納容器への詰替・封入を行う。また、保管場所から搬出先までの輸送車両の運行管理を行う

3. 輸送に係る実施事項

①統括管理の実施

輸送は環境省が主体となり実施し、搬出準備から搬入までの一連の作業を統括管理する。環境省から輸送等を請け負った者（詰替・輸送実施者）は統括現場管理責任者及び運行管理責任者を配置する。また、電子タグによる廃棄物情報の全数管理、GPSによる輸送車両管理等を行う。

②搬出計画の策定等

環境省は県と協力し、搬出に当たっての基本的な考え方を踏まえ、「搬出に係る考え方」をとりまとめる。これを踏まえ、毎年度、輸送に先立ち、各保管場所からの搬出時期、搬出量を記載した搬出計画を定め、搬出等を行う。

③試験輸送の実施

埋立開始に伴う本格的な輸送を実施する前に、搬出場所及び搬出量を限定した試験輸送の期間を設ける。

④特定廃棄物等の搬出準備・輸送手順

焼却灰については、飛灰及び混合灰はセメント固型化後、特定廃棄物埋立処分施設に搬入する。主灰及び不燃物などは地盤改良用収納容器に詰替封入した上で特定廃棄物埋立処分施設に搬入する。

⑤搬出準備の実施

搬出準備においては、廃棄物の基本情報及び保管状況を確認し、放射性セシウム濃度等の廃棄物性状等の確認をする。飛灰及び混合灰は、セメント固型化前のものは搬送用フレキシブルコンテナに、セメント固型化後のものは角形フレキシブルコンテナに封入する。主灰及び不燃物などは地盤改良用収納容器に封入する。封入作業等は、基本的に各保管場所において、負圧に管理し、排気ラインに集じん機を設置した仮設テント等を設置し、当該テント内で行う。また、周辺環境のモニタリングを行う。廃棄物を封入した個々の容器については、重量、表面線量率、表面の汚染密度等を測定し、管理タグを付して管理する。

なお、搬出に先立ち、輸送車両の積載側面での空間線量率を測定する。

⑥輸送車両の種類、荷姿

輸送車両は10トントラックを基本とし、保管場所や周辺道路の状況を踏まえ、4トントラックやさらに大型の車両を活用するなど柔軟に対応する。

荷姿は上記の搬送用フレキシブルコンテナ、角形フレキシブルコンテナ又は地盤改良用収納容器等であり、これらについて破損がないか等、状態を点検し、適切に固縛する。さらにこれら容器等が雨に触れないよう、しっかりと覆いをする。

⑦輸送車両の表示及び携行物

車両の側面等には特定廃棄物輸送車両である旨の表示をする。輸送時には車載物情報や連絡先を記載した書面や緊急時対応のための器具を携行する。

⑧安全かつ円滑な輸送の実施

輸送経路は、高速道路等を優先的に利用する。運転者には法令、運転マナー及び輸送経路の遵守を徹底させる。輸送時間帯は通学通園時間帯や一般交通ピーク時を出来るだけ避ける。輸送時期は気象条件等を踏まえ安全に輸送できるよう設定する。輸送経路上では、一般車両の通行を優先し、必要な箇所では、注意看板の設置、誘導員の配置等を行う。国道6号から特定廃棄物埋立処分施設に至る搬入路で適切な環境モニタリングを行う。

⑨受入管理

受入時に、車両運転者が携行する書面等の内容、収納容器の状態、車両重量等の確認を行う。輸送車両の退出時には車両を清掃し、車両の表面汚染密度測定を行い、問題がないことを確認する。

⑩住民の安全確保

沿道の生活環境保全及び安全確保を徹底する。運行管理責任者の下で万全の運行管理を行う。輸送車両による公衆の追加被ばく線量を平常時、渋滞時、さらに交通事故により積荷が散乱した場合について、評価をしたところ、十分に低いことが確認された。

⑪事故等への万全の備えと対応

関係機関と連携し、緊急時体制を整備する。また、事故時に廃棄物の回収及び現場復旧を担う、現場復旧班を組織し配置する。事故時には適切な情報連絡、初動対応、二次災害防止措置等を実施することとし、これらが適切に実施できるよう、関係者の協力を得て訓練を実施する。

⑫搬出準備作業及び埋立処分施設への輸送に関する理解の醸成

搬出準備作業や輸送における安全対策について、積極的に情報発信を行う。また、質問等の受付窓口等を設置し、双方向のコミュニケーションを図る。

⑬作業従事者への対応

車両運転者、現場作業従事者等について、教育・研修を適切に実施するとともに、適切な防護措置の実施、個人線量計の着用等による被ばく管理等を行う。